

第3章 みどりの将来構想

3-1 みどりの将来像と基本方針

3-1-1 みどりの将来像

みんなで作る 水とみどりの共生都市 さむかわ
～小さなみどりをむすび大きなみどりに育てるまち～



3-1-2 みどりの基本方針

みどりの将来像の実現に向け、保全・創出・整備・継承の4つの視点から、基本方針を定めます。

みどりの保全

- 基本方針1：水辺を主軸とした町のみどりの骨格を守ります
- 基本方針2：残された希少な樹林地のみどりを守ります
- 基本方針3：農のみどりを守ります

みどりの創出

- 基本方針4：暮らしに身近な日常のみどりを創出します
- 基本方針5：寒川町の顔にみどりを創出します
- 基本方針6：みどりと共生する新しいまちを創出します

みどりの整備

- 基本方針7：町の特徴となる公園を整備します
- 基本方針8：みどりにふれあう身近な場所を整備します
- 基本方針9：安全・安心のためのみどりを整備します

みどりの継承

- 基本方針10：水とみどり文化を醸成します
- 基本方針11：みどりづくりを進める体制をつくります
- 基本方針12：みどりづくりの制度を充実します

3-1-3 みどりの将来構造

みどりの将来像および基本方針に基づき、みどりの将来構造を整理します。

■寒川町のみどりのあるべき姿

- ・骨格となる相模川・目久尻川・小出川の水辺のみどりが守られ、人々に親しまれている
- ・相模野台地から相模川をつなぐ地域として、水辺や農地、樹林地の骨格となるみどりが守られている
- ・環境共生都市として、まちなかにみどりの拠点づくりが進んでいる
- ・様々な水とみどりによるネットワークの形成が図られ、みどりの軸が形成されている
- ・エリアの特性に応じ、身近にみどりにふれあう都市づくりが進んでいる
- ・水とみどりの文化が生まれ、みんなでみどりの都市づくりに取り組んでいる

■空間づくりの考え方

<骨格となるみどりの形成>

相模川・目久尻川・小出川の水辺とその周辺に広がる農地、点在する屋敷林や社寺林のみどりは寒川町のみどりの骨格となるものです。この大切なみどりの骨格を可能なかぎり保全します。

- ・相模川・目久尻川・小出川の水辺のみどり
- ・まとまりのある樹林地のみどり
- ・まとまりのある農地のみどり

<拠点となるみどりの形成>

規模の大きな樹林地や都市公園、学校などのみどりは、環境保全、レクリエーション、生物の生育生息、防災など、みどりの機能を発揮する拠点となります。また、鉄道の駅やインターチェンジ周辺など、町の玄関口となる場所は、都市のみどりを創出する拠点となります。この重要な役割を持つ拠点となるみどりを形成します。

- ・みどりと共生し、町の顔となる新しいまちのみどり
- ・鉄道駅やインターチェンジの周辺など町の玄関口となるみどり
- ・規模の大きな樹林地のみどり
- ・規模の大きな都市公園のみどり
- ・寒川神社のみどり
- ・学校のみどり

<軸となるみどりの強化>

ひとつひとつのみどりは小さなものでもそれをつなげることにより、大きな効果を発揮します。寒川町ではこれまでも河川や緑道によるみどりのネットワークづくりを進めており、軸となるみどりを強化します。

- ・相模川・目久尻川・小出川の水辺のみどり
- ・緑道のみどり

<みどりの保全エリア・みどりの創出エリアの形成>

市街化調整区域と市街化区域の区分では、みどりの特性が大きく異なっており、それぞれの特性に応じたみどりの取り組みを進めます。

- ・農地を中心とした現在の緑豊かな環境を保全する市街化調整区域のエリア
- ・都市の中に緑を創出する市街化区域のエリア



みどりの将来構造図

3-1-4 系統別みどりの配置方針

環境保全・生物多様性・防災・レクリエーション・景観の5つの系統ごとの視点に配慮し、町民の意識向上に資するみどりを配置します。

①環境保全系統

- ヒートアイランド現象等を緩和するみどり
- 環境緩衝帯など生活環境の改善のためのみどり
- 環境と都市の共生のためのみどり



②生物多様性系統

- 広域的にも重要な相模野台地のみどり
- まとまりある農地や樹林地のみどり
- 相模川・目久尻川・小出川の水辺のみどり
- 相模野台地と相模川を結ぶネットワークのみどり



③防災系統

- 自然災害から町民を守るみどり
- 避難場所となるみどり
- 避難経路となるみどり



④レクリエーション系統

- 水辺散策を楽しむレクリエーションのみどり
- 河川敷を利用したレクリエーションのみどり
- 自然や緑を楽しむレクリエーションのみどり
- 様々な活動を楽しむレクリエーションのみどり



⑤景観系統

- 町を特徴づける水辺景観のみどり
- まとまりのある田園景観のみどり
- 連続した樹林地景観のみどり
- 寒川神社の歴史景観のみどり
- 市街地のシンボル景観のみどり



3-2 みどりの目標（数値目標）

3-2-1 計画のフレーム

(1) 対象区域

計画の対象区域は以下の通り、茅ヶ崎都市計画区域の寒川町の全域とします。

区域名	計画対象市町村名	面積
茅ヶ崎都市計画区域	寒川町の全域	1,342ha

(2) 人口の見通し

本町の将来人口は、「寒川町総合計画2040」における将来人口の目標値としています。

年次	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
人口	48千人	47千人	45千人

(3) 市街化区域の規模

市街化区域の想定は、現在計画されているツインシティ倉見地区や田端西地区の整備を加味して、以下のように設定します。

年次	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
市街化区域人口	43千人	42千人	41千人
市街化区域規模	723ha	723ha	739ha
区域内人口密度	59.5人/ha	58.1人/ha	55.5人/ha

3-2-2 計画の目標水準

2040年を目標とした計画の目標水準を次に示します。

(1) 緑地の確保目標水準

本町の都市計画区分ごとの緑地全体(施設緑地及び地域制緑地)の確保目標水準(面積及び面積割合)は以下の通りとなります。

緑地の確保目標量	市街化区域面積に対する割合	都市計画区域面積に対する割合
令和2年度 現 在	おおむね 48.6ha 6.7%	おおむね 379.1ha 28.2%
令和22年度 (20年後)	おおむね 52.5ha 7.1%	おおむね 380.1ha 28.3%

(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

本町の都市計画区域内の都市公園及び都市公園等(都市公園と公共施設緑地の合計)の目標水準(町民一人当たりの緑地量)は以下の通りとなります。

年 次		令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)
都市計画区域人口 1人当たりの 目標水準	都市公園	3.91㎡/人	4.15㎡/人	4.89㎡/人
	都市公園等	11.80㎡/人	12.20㎡/人	13.30㎡/人

※2040年の目標水準に含まれる主な都市公園

都市公園 ツインシティ倉見地区や田端西地区のまちづくりによる公園、第4号相模川田端緑地及び第5号相模川一之宮緑地を想定

(3) 目標年次までに確保を図る緑地の内訳

本町において目標年次(2040年)までに確保を図る緑地の内訳は以下の通りです。それぞれの緑地は「第4章 みどりの基本施策」にもとづき、確保を図っていきます。

【施設緑地】

① 都市公園

- ・住区基幹公園は街区公園 41 箇所、近隣公園 1 箇所(一之宮公園)、地区公園 1 箇所(さむかわ中央公園)
- ・都市基幹公園は運動公園 1 箇所(川とのふれあい公園)

- ・都市緑地 6 箇所(新設 2 箇所、第 4 号相模川田端緑地及び第 5 号相模川一之宮緑地)、緑道 5 箇所(新設 1 箇所、河童徳利公園)
- ・都市公園全体で目標年次の 2040 年までに合計 55 箇所、22.06ha、4.89 m²/人を確保することを目標

② 公共施設緑地

- ・道路緑地は 3 箇所(寒川南・北インターチェンジの道路環境施設、寒川駅北口土地区画整理区域内歩行者専用道路)
- ・学校緑地は 9 箇所(既設の寒川小学校ほか)
- ・運動場等は 6 箇所(既設の倉見スポーツ公園等)
- ・児童の遊び場・ちびっこ広場は 14 箇所(既設の貴船神社児童遊び場ほか)
- ・公共緑化は 5 箇所(既設の寒川町役場植栽地ほか)
- ・公共施設緑地全体で目標年次の 2040 年までに合計 37 箇所、37.85ha、8.41 m²/人を確保することを目標

③ 民間施設緑地

- ・家庭菜園は既設の 4 箇所
- ・社寺境内は既設の 21 箇所(寒川神社ほか)
- ・民間グラウンドは既設の 2 箇所
- ・民間施設緑地全体で目標年次の 2040 年までに合計 27 箇所、10.29ha、2.29 m²/人を確保することを目標

【地域制緑地】

① 法によるもの

- ・法及び県条例による自然環境保全地域は既設の 2 箇所(越の山及び寒川神社自然環境保全地域)の指定を継続
- ・その他法によるものとして、農振農用地は既設の 1 箇所(町全域)、河川区域は既設の 3 箇所が対象
- ・法によるもの全体で目標年次の 2040 年までに合計 6 箇所、319.91ha、71.09 m²/人を確保することを目標

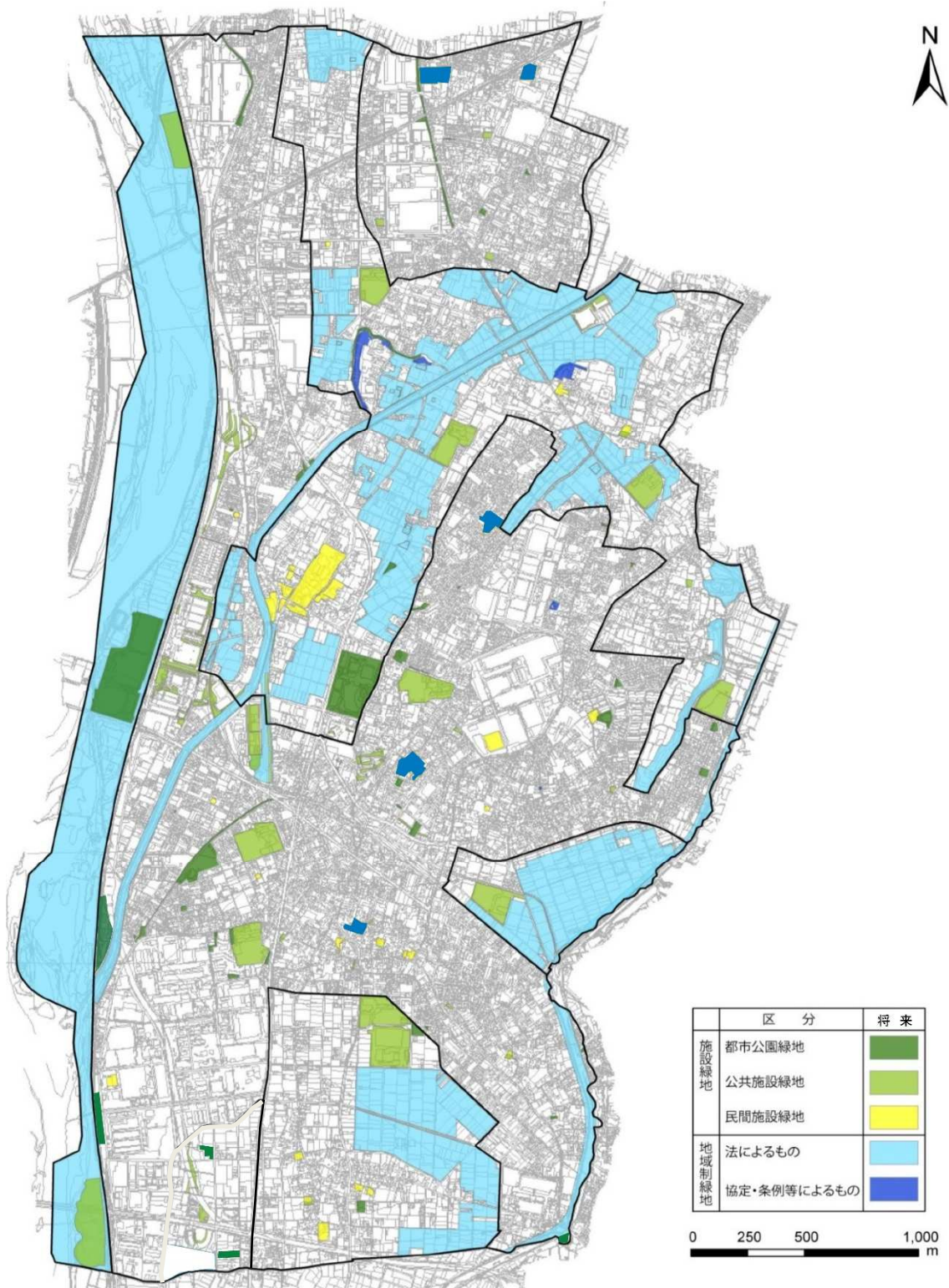
② 条例等によるもの

- ・保存樹林について既設の 2 箇所(小動及び宮山)に加え、新たに社寺林 5 箇所(行安寺、倉見神社、福泉寺、安楽寺、南禅寺)
- ・緑地相当の文化財として既設の 2 箇所(応神塚及び塔の塚)
- ・条例等によるもの全体で目標年次の 2040 年までに合計 9 箇所、1.93ha、0.43 m²/人を確保することを目標

以下に、目標年次(2040年)までに確保を図る緑地の内訳一覧を示すとともに、将来の緑地の確保の方針となる「寒川町みどりの基本計画図」を次ページに示します。

目標年次(2040年)までに確保を図る緑地の内訳一覧

区域区分別目標緑地量 緑地種別			将来市街地			都市計画区域		
			整備量		㎡/人	整備量		㎡/人
			ヶ所	面積(ha)		ヶ所	面積(ha)	
住区基幹公園	街区公園	37	3.54	0.86	41	3.89	0.86	
	近隣公園	0	0.00	0.00	1	1.50	0.33	
都市基幹公園	地区公園	0	0.00	0.00	1	4.77	1.06	
	総合公園	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	
	運動公園	0	0.00	0.00	1	7.22	1.60	
基幹公園計		37	3.54	0.86	44	17.38	3.85	
都市緑地		6	2.25	0.55	6	2.25	0.50	
緑道		4	1.90	0.46	5	2.43	0.54	
都市公園計		47	7.70	1.87	55	22.06	4.89	
公共施設緑地		31	24.83	6.06	37	37.85	8.41	
都市公園等計		78	32.53	7.93	92	59.92	13.30	
民間施設緑地		16	3.26	0.79	27	10.29	2.29	
施設緑地計		94	35.78	8.72	119	70.20	15.59	
特別緑地保全地区		0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	
その他法によるもの		2	16.23	3.96	6	319.91	71.09	
法によるもの計		2	16.23	3.96	6	319.91	71.09	
条例等によるもの		7	0.81	0.20	9	1.93	0.43	
小計		9	17.04	4.16	15	321.84	71.52	
地域制緑地計		9	17.04	4.16	15	321.84	71.52	
施設・地域制間の重複			0.35	0.09		11.97	2.66	
緑地総計		103	52.46	12.79	134	380.07	84.45	
人口		将来市街地人口			41 千人			
		都市計画区域人口			45 千人			
面積		将来市街地面積			739 ha			
		都市計画区域面積			1,342 ha			
緑地の確保目標水準		将来市街地面積に対する割合			7.10 %			
		都市計画区域面積に対する割合			28.32 %			
都市公園等の目標水準 (住民一人当り面積)		都市公園			4.89 ㎡/人			
		都市公園等			13.30 ㎡/人			



寒川町みどりの基本計画図